

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「診療・検査医療機関（仮称）」等における「新型コロナウイルス感染症医療機関等
情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について

「診療・検査医療機関（仮称）」（以下「診療・検査医療機関」という。）及び「相談体制を整備した医療機関」における受診者数等の実績については、「「診療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和 2 年 9 月 15 日付け事務連絡。以下「調査事務連絡」という。）において、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」（以下「G-MIS」という。）を利用した報告をお願いしたところです。

また、医療用物資については、帰国者・接触者外来等の G-MIS 登録医療機関に関して、G-MIS を用いて物資の備蓄状況等の把握や緊急配布要請の対応等を行ってきたところです。

今後の診療・検査医療機関等における、G-MIS を用いたこうした報告の具体的な方法について下記のとおり取りまとめましたので、都道府県におかれては、管内の保健所設置市・特別区等の関係機関と連携し、「診療・検査医療機関」、「相談体制を整備した医療機関」及びこれらの医療機関の実績等を取りまとめて報告を行う郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体（以下「とりまとめ団体」という。）に周知するとともに、対象医療機関への円滑かつ正確な報告の促進をお願いします。また、報告されたデータについては、保健所設置市及び特別区等とも共有し、受診状況の把握や分析、診療・検査医療機関の適切な指定等への積極的な活用をお願いします。

なお、保健所設置市及び特別区におかれては、本事務連絡の内容についてご了解いただくとともに、都道府県と連携して対応をお願いします。

また、ご報告いただいた内容については、診療・検査医療機関の名称及び医療資材に関する報告を除き、都道府県ごとに集計した上で今後公表予定であることを申し添えます。

記

1. 「診療・検査医療機関」が行う報告について

(1) 「診療・検査医療機関」に対する G-MIS の ID 付与

調査事務連絡に基づき、都道府県から厚生労働省に指定の報告があった「診療・検査医療機関」に対して、厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局（以下「G-MIS 事務局」という。）が ID 付与の手続きを行い、当該施設に対し、順次、ID 及び初期パスワードを郵送します。

ただし、病院や「帰国者・接触者外来等」として厚生労働省に登録されている診療所、既に ID が付与されている医療機関は当該 ID を継続して使用することとなります。

指定の報告の際に、「団体等でとりまとめて報告」とした医療機関に対しては個別の ID は付与せず、とりまとめ団体に ID を付与するため、都道府県は、「診療・検査医療機関」の指定報告に合わせて、とりまとめ団体の名称、住所等について別紙 1 を用いて厚生労働省にご報告ください。別紙 1 の報告をもとに、G-MIS 事務局においてとりまとめ団体に ID 付与の手続きを行い、順次 ID 及び初期パスワードを行うため、速やかな報告をお願いします。

(2) 「診療・検査医療機関」における実績等の報告

(i) 受診者数・検査数等の報告

① 報告方法

診療・検査医療機関及びとりまとめ団体は、ID が届いた後に、指定の WEB サイトにアクセスし、「②報告項目」について、日々の実績を翌日 13 時までに入力をお願いします。毎日の入力が困難な場合は、ある程度、日々の実績をまとめて入力も可能としますが、その場合でも日ごとの実績を入力し、少なくとも一週間に一度の頻度で入力を行ってください（その場合、毎週日曜日までの日々の実績を、診療・検査医療機関においては翌月曜日までに、とりまとめ団体においては翌火曜日までに入力をお願いします）。

とりまとめ団体において実績報告を行う場合は、G-MIS 上では、医療機関毎の入力ではなく、とりまとめる医療機関分の合計値の入力となります。そのため、地域における「診療・検査医療機関」の適切な指定や稼働状況等の確認等のため、別途、都道府県において、とりまとめ団体でまとめて実績報告をしている医療機関の個々の 1 ヶ月間の実績（報告項目の一部のみ）の報告をお願いします。都道府県は、別紙 2 を用いて個々の医療機関ごとの実績を取りまとめ、翌月 7 日までに厚生労働省に別紙 2 にて報告をお願いします。G-MIS で個別に入力を行う医療機関については、別紙 2 の報告は不要です。とりまとめ団体がまとめて G-MIS で報告を行う医療機関分のみ別途報告をお願いします。

つきましては、とりまとめ団体に対して、別紙 2 で行う医療機関ごとの報告も含めて、報告方法や報告締め切り等に関して案内を行い、とりまとめる医療機関への周知の依頼をお願いします。

なお、ID が付与されるまでの間の実績については、入力可能となった後にさかのぼって入力をお願いしますので、それまでの間、別紙 2 を活用するなどして記録をお願いします。

します。

② 報告項目

○ 診療・検査医療機関が直接報告する場合

- ・ 診察室数
- ・ 診療・検査医療機関としての開設時間^{※1、2}
 - (※1) 原則、指定の際に報告した開設時間を入力。ただし、地域における流行状況や発熱患者数の増減に応じて、開設時間を変更した場合には、変更後の開設時間を入力（指定の変更報告は不要）。
 - (※2) 診療室が複数ある場合は、全ての診療室の合計数
- ・ 開設時間内における発熱患者数^{※2}
- ・ 新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数
 - うち無症状者の希望に基づく検査等^{※3}
 - (※3) 本人等の希望で行う無症状者の検査、自治体が行う無症状の妊婦・高齢者等の検査
 - うち PCR 検査実施人数
 - うち自院で検査分析を行った者の人数
 - うち抗原定量検査実施人数
 - うち抗原定性検査（簡易キット）実施人数

○ とりまとめ団体が報告する場合

<G-MIS 上での報告項目>

- ・ とりまとめ医療機関数
- ・ 診療・検査医療機関としての開設時間数合計^{※4、5}
 - (※4) 原則、指定の際に報告した開設時間の合計値を入力。ただし、地域における流行状況や発熱患者数の増減に応じて、開設時間を変更した医療機関がある場合には、それを踏まえて開設時間を入力（指定の変更報告は不要）。
 - (※5) とりまとめ医療機関の合計数
- ・ 開設時間内における発熱患者数合計^{※5}
- ・ 新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数^{※5}
 - うち無症状者の希望に基づく検査等^{※5、6}
 - (※6) 本人等の希望で行う無症状者の検査、自治体が行う無症状の妊婦・高齢者等の検査
 - うち PCR 検査実施人数^{※5}
 - うち自院で検査分析を行った者の人数^{※5}
 - うち抗原定量検査実施人数^{※5}
 - うち抗原定性検査（簡易キット）実施人数^{※5}

<別紙2を用いた医療機関ごとの毎月の報告項目>

- ・ 診療・検査医療機関としての開設時間数
- ・ 開設時間内における発熱患者数

(ii) 医療資材の在庫状況等の報告

① 報告方法

IDが届いた後に、指定のWEBサイトへアクセスし、「②報告項目」について、入力をお願いします。診療・検査医療機関においては毎週水曜日13時まで、とりまとめ団体においては毎週水曜日17時までに入力をお願いします。とりまとめ団体において報告を行う場合は、G-MISにおける医療機関毎の入力ではなく、とりまとめる医療機関全体の状況の入力となります。

つきましては、とりまとめ団体に対して、報告方法や報告締め切り等について案内を行い、とりまとめる医療機関へ周知の依頼をお願いします。

② 報告項目

○ 診療・検査医療機関が直接報告する場合

従来からG-MIS登録医療機関に入力を求めている医療資材関係の入力項目について、資材※7ごとに報告をお願いします。

(※7) サージカルマスク、N95マスク（DS2、KN95を含む）、ゴーグル、防護服、フェイスシールド、サージカルガウン、アイソレーションガウン、非滅菌手袋、滅菌手袋、手指消毒用アルコール、スワブ（検体採取用）及びその他必要な資材

<入力項目>

- ・ G-MIS入力日前日時点の在庫量
- ・ 現在の在庫の備蓄見通し
- ・ 今後1週間あたりの想定消費量
- ・ 先週1週間の物資の購入量
- ・ 今後1週間に購入できる見込量
- ・ 主要取引（卸売業者名）

○ とりまとめ団体が報告する場合

- ・ 現在の在庫の備蓄見通し（サージカルマスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン及び非滅菌手袋）

(iii) 医療用物資の緊急配布要請

従来からG-MISのWEB調査を活用して、新型コロナウイルス感染症の検査等を行う医療機関に対し、物資の枯渇等の緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。診療・検査医療機関に関しても、申請要件を満たす場合には、随時、医療用物資の緊急配布（SOS）が可能です。

とりまとめ団体経由で報告いただく場合には、緊急配布（SOS）の対象物資は、発熱患者等の診療・検査に必要な物資^{※8}であるサージカルマスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン、非滅菌手袋とし、毎週水曜日 17 時に 1 週間の状況をまとめて、G-MIS に入力をお願いします。

つきましては、とりまとめ団体に対して、報告方法や報告締め切り等について案内を行い、とりまとめる医療機関へ周知の依頼をお願いします。

緊急配布（SOS）要請の詳細については、追って、ご連絡いたします。

（※8） 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和 2 年 9 月 15 日付け事務連絡）

2. 「受診・相談センター」について

（1）「受診・相談センター」に対する G-MIS の ID 付与

現在、「帰国者・接触者相談センター」の相談件数入力のために、都道府県に対して付与している ID をそのまま利用してください。

（2）「受診・相談センター」の相談件数等

① 報告方法

現在報告いただいている「帰国者・接触者相談センター」と同様に、以下②の報告項目について都道府県においてとりまとめ、日々の実績を、翌日 13 時までに入力をお願いします。都道府県が管内の「受診・相談センター」と「相談体制を整備した医療機関」として指定した医療機関の相談件数を取りまとめ、入力をしてください。毎日の入力が不可能な場合はまとめての入力も可能としますが、その場合でも日ごとの実績を入力し、少なくとも一週間に一度の頻度で入力を行ってください。なお、調査項目は現在「帰国者・接触者相談センター」に報告いただいているものと変わりありません。G-MIS においてセンターの名称等の軽微な改修は行うものの、改修時期を待つことなく、継続して相談件数をご報告ください。

② 報告項目

- ・ 相談件数合計

3. 「相談体制を整備した医療機関^{※9}」が行う報告について

「相談体制を整備した医療機関」における相談件数については、2. に記載したとおり、都道府県が受診・相談センターの相談件数と合わせて G-MIS 入力をお願いします。そのため、「相談体制を整備した医療機関」自身が相談件数を G-MIS に入力する必要はありません。よって、診療・検査医療機関ではないが、「相談体制を整備した医療機関」として指定を受ける医療機関への G-MIS の ID 振り出しは行いません。

なお、都道府県において、これまでの「相談体制を整備した医療機関」での相談件数を把握し、さかのぼっての入力・訂正は不要です。本事務連絡発出後、指定次第、とりまとめて入力をお願いします。

- (※9) 「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」(令和2年9月15日付け事務連絡)の別紙3の指定要件に基づき、「相談体制を整備した医療機関」として指定した医療機関のみが報告の対象です。指定を受けていないものの、相談対応を行っている医療機関等については、G-MISによる報告は不要です。

4. 今後のスケジュールについて

(1) G-MISのID付与及び保管

都道府県から厚生労働省に「診療・検査医療機関」としての指定報告があった医療機関及び別紙1に基づき報告があった「とりまとめ団体」に対して、順次IDを発行し郵送します。入力が可能となるまでの間は、施設において適切に保管をお願いします。

(2) 受診者数等の報告の開始時期

現在、今般の報告方法の変更にに基づきG-MISの改修を行っており、11月上旬から、WEB上で入力可能となる予定です。入力可能となった際には、またご連絡しますので、その後、以下のとおりご対応をお願いします。

- ・ とりまとめ団体を通じて報告する医療機関においては、とりまとめ団体の指示に従ってください。
- ・ 自ら報告する医療機関やとりまとめ団体は、入力可能となった旨の連絡後速やかに入力を開始してください。その際、都道府県による指定日以降入力可能となるまでの間の1.(2)(i)②受診者数・検査数等の実績についてもさかのぼって入力をお願いします。

なお、既存の帰国者・接触者外来等において、G-MISの改修前の調査項目に基づき、受診者数等の入力を行った場合には、その分のさかのぼっての入力は不要です。

5. 別紙1及び別紙2の厚生労働省への報告の提出先について

提出先：「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班」 宛
メールアドレス corona-iryou@mhlw.go.jp

別紙1は随時、提出してください。

別紙2は翌月7日までに、1カ月分の実績を都道府県で取りまとめの上、提出してください。

なお、報告時のメールの標題は以下のとおりとすること。(北海道の例)

別紙1 「【01 北海道〇月〇日】とりまとめ団体一覧提出」

別紙2 「【01 北海道〇月〇日】月次実績報告提出」

以上